

未婚(婚姻歴のない)のひとり親世帯への 保育所保育料みなし寡婦(夫)控除適用のお知らせ

平成25年12月

笠岡市健康福祉部子育て支援課

未婚(婚姻歴のない)のひとり親世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進するため、平成25年度分の保育所保育料から次のとおり実施します。

○目的

税法上の寡婦(夫)控除は、未婚(婚姻歴のない)のひとり親は受けることができません。みなし寡婦(夫)控除を適用することで、未婚のひとり親世帯と、婚姻歴のあるひとり親世帯との保育所保育料算定時の格差を解消して、経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進することを目的としています。

○内容について

離別や死別のひとり親に適用されている税法上の寡婦(夫)控除を、未婚のひとり親も受けているとみなして保育料を算定します。

○対象者

未婚(婚姻歴のない)のひとり親世帯

○実施方法

対象者の方からの申請によって保育料を算定しますので、入所申し込みの際に、必要書類を子育て支援課へ提出してください。

※みなし寡婦(夫)控除を適用しても階層が変わらない場合は、保育料は変更になりません。

※年度をさかのぼっての適用は出来ません。必ず、入所年度内に申請してください。

○必要書類

・減免申請書(子育て支援課、または各保育所に用意してあります。)

・申請者の戸籍謄本(笠岡市で、児童扶養手当の申請時に戸籍謄本を提出している人は必要ありません。)

【問合せ先】 笠岡市健康福祉部子育て支援課 TEL:0865-69-2132

＜参考＞寡婦(夫)控除とは？

- 寡婦控除・・・夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人で、次のいずれかに当てはまる人が受けることができます。
(1) 扶養親族がいる、または生計を一にする子がいる。
(2) 合計所得金額が500万円以下である。
- 特定の寡婦・・・寡婦に該当する方が次の要件のすべてを満たすときは特定の寡婦に該当し、寡婦控除の額が加算されます。
(1) 夫と死別し、または離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人
(2) 扶養親族である子がいる人
(3) 合計所得金額が500万円以下である人
- 寡夫控除・・・妻と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない人、または妻の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ生計を一にする子がいる人が受けることができます。

控除金額	所得税	住民税	
寡婦控除	27(35)万円	26(30)万円	※()は特定の寡婦の場合の控除額
寡夫控除	27万円	26万円	

また、住民税の算定において、合計所得金額が125万円以下の場合、住民税が非課税になります。